平成２６年（フ）第２１０号
神奈川県鎌倉市城廻418番地　コーポはらから城廻102
債務者　山坂　賢次
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４９号
神奈川県海老名市国分北３丁目２番15号　Ｂ―102
債務者　竹越　堅隆
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
横浜市鶴見区本町通１丁目42番地（住民票上の住所）
債務者　古橋　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１５号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　村田　光洋
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４６号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　岩田　光博
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５１号
滋賀県栗東市御園1028番地西15棟103号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町159番地62
破産者　松岡　一彦
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５２号
滋賀県栗東市御園1028番地西15棟103号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町159番地62
破産者　松岡ツヤ子
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５８４１号
鹿児島県霧島市国分敷根2804番地
破産者　黄金酒造株式会社
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８４２号
鹿児島県霧島市国分姫城3080番地１
破産者　薩摩麦酒株式会社
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２４号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
破産者　株式会社ブルーメンブロイ
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７４号
鹿児島県霧島市国分新町１丁目25―11―３
破産者　黒岩義勇起
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７５号
鹿児島県霧島市国分新町１丁目25―11―３
破産者　黒岩　智子
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９６８号
札幌市中央区南８条西７丁目1033番地46
破産者　株式会社ソニアクリス
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目11番10号
破産者　株式会社ファストワン
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３１号
東京都台東区上野３丁目３番４号
破産者　アイウェイズ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３１号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井784番地37
破産者　有限会社田澤建設
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８５号
千葉県松戸市金ケ作字北岡293番地29号
破産者　株式会社東京ブラックスクリーン
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８７０６号
大分県佐伯市長島町１丁目８番20号
破産者　菅政産業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６９号
愛知県小牧市大字北外山775番地の６
破産者　有限会社サイトウ建設工業
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部